

令和7年(行コ)第195号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国 (処分行政庁 警察庁長官)

証拠説明書 (6)

令和7年12月22日

東京高等裁判所第4民事部ニ係 御中

被控訴人指定代理人

鈴木雅久 (印)

鈴木優香子 (印)

坂井美香 (印)

野嶋晃 (印)

志水崇通 (印)

鬼頭忠広 (印)


山城道子 (印)

佐藤裕 (印)

菅野有記 (印)

井上勇輝 (印)

秋 山 真 吾 

川 尻 拓 也 

略語等は、従前の例による。

| 号 証 | 標 目 (作成者) | 作 成 年月日 | 立 証 趣 旨 |
|----------------------|------------------------------|-------------------------|--|
| 乙34 の 1～ 18 | 保有個人情報管理 簿 (警察庁長官) | 写し 令和 7.12.19 | 乙32の48～53、55～66の各文書の各「名称」欄の一行目に5文字ないし6文字で構成された名称が記載されていること及び同各「名称」欄には5文字ないし6文字で構成された名称以外の記載がないこと |

なお、対応関係は、以下のとおり。

乙34の1ないし6・・・乙32の48ないし53に順に対応

乙34の7ないし18・・・乙32の55ないし66に順に対応

乙第34号証の1

別記様式

| | |
|---------------------|--|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官写真係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | |
| 本人として記録される個人の範囲 | 被疑者写真を撮影した被疑者 |
| 記録される個人情報収集の方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官、捜査支援分析管理官、捜査第二課、組織犯罪対策企画課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官、捜査支援分析管理官、捜査第二課、組織犯罪対策企画課の執務室 4 保存すべき場所 |
| | <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の2

別記様式

| | |
|---------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 嘱託受理年、2 作成府県、3 作成番号、4 嘱託受理番号 5 氏名(漢字)、6 氏名(カナ)、7 生年月日、8 性別 9 犯歴番号、10 検挙年月日、11 罪名等、12 手口 13 資料の種類、14 身分区分、15 使用試薬、16 特定DNA型 17 備考 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 被疑者DNA型記録に係る被疑者 |
| 記録される個人情報収集方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所 <p style="text-align: center;">■</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の3

別記様式

| | |
|----------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 嘱託受理年、2 作成府県、3 作成番号、4 嘱託受理番号 5 被害記録番号、6 発生年月日、7 罪名等、8 手口 9 時効年数10検査年月日、11資料の種類、12採取場所(物) 13事件概要、14使用試薬、15特定DNA型、16備考 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 遺留DNA型記録に係る遺留資料を遺留した被疑者 |
| 記録される個人情報 の収集方法 | 都道府県警察からの送債 |
| 記録される個人情報 の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所 |
| | <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の4

別記様式

| | |
|---------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官付身元係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 嘱託受理年、2 嘱託受理番号、3 作成警察署、4 作成番号 5 発生年月日、6 罪名等（手口）、7 資料の種類 8 事件概要、9 使用試薬、10 特定DNA型、11 備考 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 変死者等DNA型記録が登録されている変死者等（死体を除く。） |
| 記録される個人情報収集の方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官（総合庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 |
| | <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の5

別記様式

| | |
|---------------------|--|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官身元係 |
| 利用の目的 | 身元不明死体（変死者等を含む。）の身元確認及び行方不明者の速やかな発見に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | |
| 本人として記録される個人の範囲 | 行方不明者 |
| 記録される個人情報収集の方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none">1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官（総合庁舎）の執務室4 保存すべき場所 <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p> |

乙第34号証の6

別記様式

| | |
|---------------------|--|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官付身元係 |
| 利用の目的 | 身元不明死体（変死者等を含む。）の身元確認及び特異行方不明者の速やかな発見に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 嘱託受理年、2 嘱託受理番号、3 受理警察署、4 受理番号 5 続柄、6 受理年月日、7 特異行方不明者氏名（カナ） 8 特異行方不明者氏名（漢字）、9 特異行方不明者性別 10 特異行方不明者生年月日、11 資料提供者氏名（カナ） 12 資料提供者氏名（漢字）、13 資料提供者性別 14 資料提供者生年月日、15 資料の種類、16 使用試薬 17 特定DNA型、18 備考 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者又は資料提供者 |
| 記録される個人情報収集の収集方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | 1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官（総合庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の7

別記様式

| | |
|---------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官システム管理係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 犯歴番号、2 性別、3 生年月日、4 理由発生年月日 5 分類番号、6 登録指種、7 特徴点情報 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 指紋記録を作成された被疑者 |
| 記録される個人情報収集の方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の8

別記様式

| | |
|---------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官システム管理係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 犯歴番号、2 性別、3 生年月日、4 理由発生年月日 5 分類番号、6 登録指種、7 特徴点情報 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 指紋記録を作成された被疑者 |
| 記録される個人情報収集の方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東靈合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の9

別記様式

| | |
|---------------------|--|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官システム管理係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | |
| 本人として記録される個人の範囲 | 遺留指紋に該当する者 |
| 記録される個人情報収集の方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none">1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東霊合同庁舎）の執務室4 保存すべき場所 |
| | <ol style="list-style-type: none">5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の10

別記様式

| | |
|----------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官システム管理係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 作成番号、2 押なつ指紋画像、3 遺留指紋照会番号 4 遺留指紋画像 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 指紋記録を作成された被疑者 遺留指紋に該当する者 |
| 記録される個人情報 の収集方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報 の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置 を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、 確実に廃棄すること |

乙第34号証の11

別記様式

| | |
|----------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官システム管理係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録項目 | |
| 本人として記録される個人の範囲 | 指掌紋記録を作成された被疑者 遺留指掌紋を登録された事件の被害者 |
| 記録される個人情報 の収集方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報 の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 |
| | <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の12

別記様式

| | |
|----------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官システム管理係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 犯歴番号、2 部位、3 生年月日、4 性別、5 特徴点情報 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 掌紋記録を作成された被疑者 |
| 記録される個人情報 の収集方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報 の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 |
| | <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の13

別記様式

| | |
|---------------------|--|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官システム管理係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | |
| 本人として記録される個人の範囲 | 遺留掌紋に該当する者 |
| 記録される個人情報収集方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none">1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東霊合同庁舎）の執務室4 保存すべき場所 <ol style="list-style-type: none">5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の14

別記様式

| | |
|----------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官システム管理係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 作成番号、2 押なつ掌紋画像、3 遺留掌紋照会番号 4 遺留掌紋画像 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 掌紋記録を作成された被疑者 遺留掌紋に該当する者 |
| 記録される個人情報 の収集方法 | 都道府県警察からの送信 |
| 記録される個人情報 の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 <p style="text-align: center;">■</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の15

別記様式

| | |
|---------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 犯歴番号、2 作成部署、3 作成年、4 作成番号、5 氏名 6 性別、7 生年月日、8 本籍、9 出生地、10 住所 11 採取理由発生年月日、12 処分結果 |
| 本人として記録される個人の範囲 | |
| 記録される個人情報収集方法 | 都道府県警察等からの送付 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 |
| | <ol style="list-style-type: none"> 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の16

別記様式

| | |
|---------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 作成部署、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 本籍 6 出生地、7 住所、8 職業、9 自署、10 分類番号、11 国籍 12 押なつ指紋印象 |
| 本人として記録される個人の範囲 | |
| 記録される個人情報収集の方法 | 都道府県警察等からの送付 |
| 記録される個人情報の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝送する場合における注意事項 電気通信を利用して伝送する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p> |

乙第34号証の17

別記様式

| | |
|----------------------|---|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 犯歴番号、2 作成番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別 6 罪名、7 押なつ掌紋印線 |
| 本人として記録される個人の範囲 | |
| 記録される個人情報 の収集方法 | 都道府県警察からの送付 |
| 記録される個人情報 の経常的提供先 | 都道府県警察 |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東壺合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |

乙第34号証の18

別記様式

| | |
|----------------------|--|
| 名称 | |
| 利用に供される事務をつかさどる係の名称 | 刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係 |
| 利用の目的 | 犯罪捜査に資することを目的とする。 |
| 記録される項目 | 1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 出生地、5 作成署 6 作成番号、7 犯歴番号、8 分類番号、9 異名 |
| 本人として記録される個人の範囲 | 指紋記録を作成された明治及び大正生まれの被疑者 |
| 記録される個人情報 の収集方法 | 都道府県警察から送信された指紋記録に基づいて作成 |
| 記録される個人情報 の経常的提供先 | なし |
| 保有開始の年月日 | |
| 保存場所 | |
| 備考 | 1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取扱うことができる場所 犯罪鑑識官（東雲合同庁舎）の執務室 4 保存すべき場所 5 6 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること |